

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 ヒロ・スタッフエージェンシー

有料職業紹介事業許可番号（26-ユ-300139）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種
- ・ 地域：国内

●手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料については、手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	<u>¥10,000</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職者の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>10%</u> 手数料負担は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>¥10,000</u> 活動 1 日あたり <u>¥10,000</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>10%</u> 手数料負担は求人者とします。
職種を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>10%</u> 手数料負担は関係事業者とします。

●苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社 ヒロ・スタッフエージェンシー 職業紹介責任者：元山 初美 連絡先：050-1790-2079

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

・当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事業所内の職員、紹介事業部とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する

教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るように努めることとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づく正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4. 当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

●返戻金制度に関する事項

・返戻金制度の有無 無